
滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第11号

滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例

(滋賀県旅費支給条例の一部改正)

第1条 滋賀県旅費支給条例(昭和46年滋賀県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「特別の定」を「特別の定め」に改める。

第2条第1項第1号中「以下」の右に「この条、第9条第1項および第29条において」を加え、同項第2号中「以下」の右に「この条および第6条第11項において」を加え、同項第4号中「職員については」を「場合または任命権者もしくはその委任を受けた者(以下この号および第4条第1項において「任命権者等」という。)」が認める場合には」に、「または居所」を「、居所その他任命権者等が認める場所」に改め、同項第6号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項第7号中「扶養親族」を「家族」に、「、主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改める。

第3条第5項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)」および「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項および同条第4項ならびに第5条において同じ。)」を受け」に、「において、」を「その他知事が規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額または支出を要する」に改める。

第4条第1項中「任命権者もしくはその委任を受けた者」を「任命権者等」に、「行なう」を「行う」に改め、「旅行依頼(以下」の右に「この条および次条において」を加え、「行なわれなければ」を「行われなければ」に改め、同条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)」する」を「の変更をする」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に改め、「以下」の右に「この条において」を加え、「これを当該旅行者に提示して行なわなければ」を「当該事項を当該旅行者に通知して行わなければ」に改め、同項ただし書中「旅行命令等に」を「旅行命令簿等に」に、「これを提示する」を「当該事項を通知する」に改め、「ない場合」の右に「その他知事が規則で定める場合」を加え、「これを変更」を「その変更を」に改め、同項後段を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第6条第1項中「、食卓料」を削り、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改め、同条第6項および第7項を次のように改める。

6 旅行雑費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、内国旅行にあつては内国旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により、外国旅行にあつては外国旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額または実費額により支給する。

第6条第8項を削り、同条第9項中「ついて、」の右に「内国旅行にあつては」を、「より」の右に「、外国旅行にあつては実費額により」を加え、同項を同条第8項とし、同条第10項中「、定額により」を削り、同項を同条第9項とし、同条第11項中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に、「扶養親族の」を「家族の」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、第14項および第15項を削る。

第9条第1項中「旅行者が」の右に「本邦の」を加え、「（外国旅行に係るものについては、10分の3）」を削る。

第10条中「旅行に」を「内国旅行に」に、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

第11条中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

第13条の2中「には」の右に「、第2条第1項第4号中「または任命権者」とあるのは「または市町教育委員会」と、「任命権者等」とあるのは「市町教育委員会等」と」を加え、「任命権者」を「任命権者等」に、「、「市町教育委員会」を「市町教育委員会等」に改める。

第14条第2項中「次の各号のいずれか」を「特別急行列車または普通急行列車を運行する線路による旅行で、公務上の必要があるもの」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「片道100キロメートル以上の」を「、公務上の必要がある」に改める。

第16条第1項中「および特別座席料金」を「、特別座席料金およびこれらに付随する費用」に改める。

第19条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条第1項第1号中「扶養親族」を「家族」に、「別表第1」を「別表」に改め、同項第2号および第3号ならびに同条第2項中「扶養親族」を「家族」に改める。

第22条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第23条の見出しを「（家族移転料）」に改め、同条第1項中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改め、同項第1号中「扶養親族」を「家族」に改め、同号ア中「、食卓料」を削り、同号ウ中「、食卓料」を削り、同号ウただし書中「こえる」を「超える」に改め、同項第2号中「扶養親族の」を「家族の」に改め、同号ただし書中「扶養親族」を「家族」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2項中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に、「扶養親族と」を「家族と」に改める。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第26条第1項中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表」に、「扶養親族」を「家族」に改める。

第28条第3項中「、車賃および食卓料」を「および車賃」に改める。

第29条ただし書中「および食卓料」を削る。

第33条の見出しを「（旅行雑費および宿泊料）」に改め、同条第1項および第2項を次のように改める。

旅行雑費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号。次条において「政令」という。）の宿泊手当に係る規定の例による額とする。

2 宿泊料の額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第 2 の 2 の表の区分に応じた同表の職務の級が十級以下の者の欄に規定する宿泊費基準額または実費額のいずれか少ない額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が規則で定める場合は、実費額とする。

第33条第 3 項を削り、同条第 4 項中「および第20条第 2 項」および「および食卓料」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第34条を次のように改める。

（移転料、着後手当および家族移転料）

第34条 移転料、着後手当および家族移転料の額は、それぞれ政令の転居費、着後滞在費および家族移転費に係る規定の例による額とする。

第36条を削る。

第37条の見出しを「（その他の外国旅行の旅費）」に改め、同条中「ほかは」を「ほかは、」に、「（同法第39条の規定を除く。）を準用する」を「の例による」に改め、同条後段を削り、同条を第36条とする。

第38条第 1 項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、第 4 章中同条を第37条とし、第39条を第38条とし、第40条を第39条とする。

別表第 2 を削る。

別表第 1 の 1 の表中「10,900」を「15,600」に、「9,800」を「10,800」に改め、別表第 1 を別表とする。

（滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第 2 条 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、宿泊料および食卓料の 7 種」を「および宿泊料の 6 種」に改め、同条第 6 項中「（同法第39条の規定を除く。）を準用する」を「の例による」に改める。

別表 2 の表の部分を次のように改める。

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	旅 行 雑 費 (1 夜につき)	宿 泊 料 (1 夜につき)	
						甲 地	乙 地
議長、副議長および議員	その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	780円	18,700円	13,000円

別表 2 第 1 項中「片道 100 キロメートル以上の」を「公務上の必要がある」に改め、同表第 5 項中「鉄道片道50キロメートル以上の旅行で」を「鉄道旅行で公務上の必要がある場合であつて、」に、「よる場合は」を「よるときは」に改め、「片道 100 キロメートル以上の旅行で」

を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第 3 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114 号）」を「滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）」に改め、「国家公務員の」を削る。

（滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第 4 条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「、食卓料」を削り、「扶養親族移転料の10種」を「家族移転料の 9 種」に改め、同条第 3 項中「（同法第39条の規定を除く。）を準用する」を「の例による」に改める。

第12条第 1 項中「、宿泊料および食卓料の 7 種」を「および宿泊料の 6 種」に改める。

別表 3 の (1) 中「、宿泊料および食卓料」を「および宿泊料」に改め、同表の (1) の表の部分を次のように改める。

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	旅 行 雑 費 (1 夜につき)	宿 泊 料 (1 夜につき)	
						甲 地	乙 地
知 事	その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	円 780	円 21,200	円 14,600
副知事	その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	円 780	円 18,700	円 13,000
地方公営企業の管理者 病院事業の管理者 教育長 常勤を要する監査委員 常勤を要する人事委員会の委員	その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	円 780	円 15,600	円 10,800

別表 3 の (1) 第 1 項中「片道 100 キロメートル以上の」を「公務上の必要がある」に改め、同表の (1) 第 7 項中「鉄道片道50キロメートル以上の旅行で」を「鉄道旅行で公務上の必要がある場合であつて、」に、「よる場合は」を「よるときは」に改め、「片道 100 キロメートル以上の旅行で」を削り、同表の (3) 中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

別表 4 の表の部分を次のように改める。

鉄 道 賃	船 賃	航空賃	車 賃	旅行雑費 〔1 夜に〕 つき	宿 泊 料 (1 夜につき)	
					甲 地	乙 地

その乗車に 要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に 要する運賃	780円	15,600円	10,800円
----------------	------	----	----------------	------	---------	---------

(滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、宿泊料および食卓料の6種」を「および宿泊料の5種」に改める。

別表の表の部分を次のように改める。

鉄 道 賃	船 賃	車 賃	旅 行 雑 費 (1夜につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
その乗車に要 する運賃	上級運賃	その乗車に要 する運賃	780円	10,800円

別表備考1中「片道100キロメートル以上の」を「公務上の必要がある」に改め、同表備考3中「であつては」を「にあつては」に改め、同表備考6中「鉄道片道50キロメートル以上の旅行で」を「鉄道旅行で公務上の必要がある場合であつて」に、「旅行にあつては」を「ときは」に改め、「、鉄道片道100キロメートル以上の旅行で」を削り、同表備考6ただし書中「、鉄道片道50キロメートル未満の旅行で」および「鉄道片道100キロメートル未満の旅行で、」を削る。

付 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の滋賀県旅費支給条例、第2条の規定による改正後の滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例、第3条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、第4条の規定による改正後の滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および第5条の規定による改正後の滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第12号

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育所、幼稚園等の計画的な整備その他」を削る。

付則第2項中「令和7年6月30日」を「令和12年6月30日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和7年4月1日から施

行する。

滋賀県税条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第13号

滋賀県税条例の一部を改正する等の条例

(滋賀県税条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第70条第1項中「県が発行する証紙を貼つて」を「知事が指定する証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)で当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項および次項において同じ。)に相当する金額を表示した印影の押印を受けて、または当該環境性能割額に相当する現金を納付して」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「証紙の額面金額」を「環境性能割額」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「証紙の様式、」を削り、「証紙代金収納印」を「印影」に改め、同項を同条第3項とする。

第73条の10第4項中「県が発行する証紙をもつてその税金を払い込まなければならない」を「第73条の11の規定により提出する申告書に収納計器で当該種別割額に相当する金額を表示した印影の押印を受けて、または当該種別割額に相当する現金を納付してしなければならない」に改め、同項後段を削り、同条第5項を次のように改める。

5 知事は、前項の規定により種別割額に相当する現金の納付があつたときは、申告書に納税済印を押さなければならない。

第73条の10第6項中「証紙の様式、」を削り、「証紙代金収納印」を「印影」に改める。

第73条の14第2項および第3項中「県の発行する証紙を貼付し、または当該申告書に」を削り、「証紙代金収納印」を「第73条の10第4項に規定する印影」に、「受けること」を「受け、または当該種別割額に相当する現金を納付すること」に、「税金」を「種別割」に改める。

第142条の3第1項前段を次のように改める。

狩猟税を証紙徴収の方法によつて徴収する場合においては、狩猟税の納税者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する申請書を提出する際に、当該狩猟税の額に相当する現金を納付しなければならない。

第142条の3第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により狩猟税の額に相当する現金の納付があつたときは、同項の申請書に納税済印を押さなければならない。

第142条の3第3項中「証紙の様式その他」を「前2項に定めるもののほか、」に改める。

(滋賀県収入証紙特別会計条例の廃止)

第2条 滋賀県収入証紙特別会計条例(昭和39年滋賀県条例第23号)は、廃止する。

付 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条および付則第3項の規定は、

令和8年4月1日から施行する。

- 2 証紙徴収の方法により徴収される自動車税および狩猟税を納付しようとする者は、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間は、なお従前の例によりその税額を納付することができる。
- 3 滋賀県収入証紙特別会計の令和7年度の収入および支出ならびに決算に関しては、なお従前の例による。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第14号

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例（平成25年滋賀県条例第75号）の一部を次のように改正する。

表特定非営利活動法人NPOぽぽハウスの項中「令和2年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和12年3月31日まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の表特定非営利活動法人NPOぽぽハウスの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に掲げる特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、なおその効力を有する。

滋賀県収入証紙条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第15号

滋賀県収入証紙条例を廃止する条例

滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に県またはこの条例による廃止前の滋賀県収入証紙条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項に規定する売りさばき人（旧条例付則第2項の規定により同条第1項に規定する売りさばき人とみなされる者を含む。以下「売りさばき人」という。）が売りさばいた収入証紙（消印されたものまたは著しく汚染し、もしくは毀損したものを除く。以下同じ。）を保有する者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和13年3月31

日までの間に限り、規則で定めるところにより、これを県に返還して現金の還付を受けることができる。

- 3 この条例の施行の際現に売りさばき人である者は、規則で定めるところにより、売りさばき人として保有する収入証紙を施行日以後遅滞なく県に返還しなければならない。この場合における現金の還付については、規則で定める。

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県条例第16号

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第3項第1号中「(栄養士)」の右に「もしくは管理栄養士」を加える。

(滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「(栄養士)」の右に「または管理栄養士」を加える。

- (1) 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第14号)別表第3項第1号、第7号および第13号
- (2) 滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第5号)別表第2第3項第1号および別表第3第3項第1号
- (3) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)別表第1第1項第4号ウ(ア)、(イ)および(ク)
- (4) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)別表第1第2項第2号アおよびエ、第3号ア、第5号アならびに第7号
- (5) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)別表第3第2項第1号ア、別表第5第1項第5号イ、別表第7第2項第1号、別表第8第2項第1号ア、第2号アおよび第4号ア、別表第10第2項第1号、別表第12第2項第1号ならびに別表第13第1項第1号
- (6) 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)別表第1の6(7)イ
- (7) 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく

幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）別表第5項第6号イ

(8) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）別表第3第1項第6号カ

(9) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第9号）別表第14項第6号

(10) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第10号）別表第2第8項第6号

(11) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第13号）別表第15項第6号

(12) 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）別表第8第1項第4号アおよびオならびに第4項第4号アならびに別表第9第1項第3号ア(ア)、イ(ア)およびエ(ア)

(13) 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）別表第8第1項第4号アおよびオならびに第4項第4号アならびに別表第9第1項第3号ア(ア)、イ(ア)およびエ(ア)

（滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第1号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加え、同項第3号中「、栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号ウ中「栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号エ中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加え、同項第11号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

（滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第1号および第7号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

別表第3第2項第1号中「、栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号ウ中「栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号エ中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第17号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく
幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「10年間」を「12年間」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第18号

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 4 条第 1 項中「（第 2 条第 2 号の業務に係る利用をしようとする者を除く。）」を削る。

第 5 条第 1 項中「および診療所を利用しようとする者」を削る。

別表診療所の項を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第48号中「、むれやま荘」を削る。
別表第 2 中「、むれやま荘」を削り、同表第 4 項中「およびむれやま荘」を削る。

滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第19号

滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県公衆浴場法施行条例（平成7年滋賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する等の
条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第20号

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する
等の条例

（滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部改正）

第1条 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例（平成14年滋賀
県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表区画14の項から区画20の項までを削る。

（滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の廃止）

第2条 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例は、廃止する。

付 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行
する。

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第21号

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第15号）の一
部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、しがモックについては、午前9時30分から午後4時までとする。

別表に次の1項を加える。

4 しがモック

(1) 貸切り使用以外の使用

区 分		金 額	
		1 人 1 回につき	年間使用（平日の使用に限る。）
個 人	幼児（6 歳以下の未就学者をいう。以下同じ。）または小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくはこれに準ずる者（以下「幼児等」という。）	円 250	円 500
	その他の者	500	1, 000
団 体 (20人 以上)	幼児等	200	—
	その他の者	400	—

(2) 貸切り使用（平日の使用に限る。） 3 時間につき 17, 500円

別表注 1 中「ついては」の右に「、しがモックの貸切り使用以外の使用の場合を除き」を加え、同表注 2 中「（6 歳以下の未就学者をいう。以下同じ。）」を削り、同表中注 8 を注12とし、注 7 を注11とし、注 6 の次に次のように加える。

7 この表において「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（休日を除く。）をいう。

8 出生後 6 月未満の者がしがモックの貸切り使用以外の使用をする場合は、無料とする。

9 障害者および障害者の使用のために介護を行う者がしがモックの貸切り使用以外の使用（年間使用を除く。）をする場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

10 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第59条の 2 第 1 項の規定による届出があった施設（以下「保育所等」という。）の幼児が幼稚園等または保育所等の行事としてしがモックの使用（年間使用を除く。）をする場合は、これらの者およびその引率者については、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月26日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第22号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「第22条の11」を「第22条の13」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第23号

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「次項」の右に「および第5項」を加え、同条第4項中「占める職員」の右に「（同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の規定にかかわらず、職員（定年前再任用短時間勤務職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第47号）付則第16条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の第2条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。
- 3 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。
付則第19条中「第13条の規定」を「滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例（令和7年滋賀県条例第23号）」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第24号

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条

例第112号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次項第1号および第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「著しく」を「著しい」に改め、同号を同項第5号とする。

第9条第2号中「配偶者」の右に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第11条第2項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他病院事業庁長が定める者であった者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して病院事業庁長が定める職員に限る。)」を削る。

第17条中「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第24条第2項中「規定は、」を「規定は」に、「には」を「(定年前再任用短時間勤務職員(同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。))を除く。)」について、第6条、第7条、第11条および前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員については、」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第7条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当する職員として病院事業庁長が定める職員に対しては」と、同条第2項中

「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは

(5) 心身に著しい障害を有する者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))とする。

とする。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 3 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年滋賀県条例第47号)付則第16条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の第24条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

(滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 4 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。
付則第20条第1項中「、第9条」を削る。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第25号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,934人」を「5,031人」に、「2,845人」を「2,852人」に改め、同表養護教員の項中「235人」を「236人」に、「105人」を「106人」に改め、同表栄養教諭および学校栄養職員の項中「21人」を「20人」に改め、同表事務職員の項中「269人」を「271人」に、「124人」を「126人」に改め、同表計の項中「5,491人」を「5,591人」に、「3,095人」を「3,104人」に改め、同表合計の項中「8,586人」を「8,695人」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第26号

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「滋賀県教育委員会事務局」を「滋賀県子ども若者部」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第27号

滋賀県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県いじめ再調査委員会条例（平成26年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条中「滋賀県総務部」を「滋賀県子ども若者部」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第28号

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」に、「6,500円」を「13,000円」に、「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」を「から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「10,000円」を「6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条の2を次のように改める。

第11条の2 削除

第11条の3第2項第2号中「100分の7.5」を「100分の5.7」に改める。

第11条の4第1項第2号中「配偶者」の右に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第12条第1項第1号中「有料の道路(以下この項から第3項まで)」を「有料の道路(以下この条)」に改め、同条第2項第1号中「次項」の右に「および第5項」を加え、同条第3項中「(第1号および次項)」を「(第1号、次項および第5項)」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

第12条第4項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて32,800円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当

に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円(同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあっては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあっては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の右に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の右に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第21条中「、扶養手当」を削る。

第24条中「および第7条」を「、第7条および第11条」に改め、「、第11条の2」を削り、「は短時間勤務職員」の右に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

第36条中「(第4項を除く。)」を削り、同条の表第21条の項中「、扶養手当」を削る。

付則第15項を次のように改める。

- 15 当分の間、職員の地域手当の月額(当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)に係る第11条の3第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項中「給料、管理職手当および扶養手当の月額の」とあるのは「給料(給料の調整額を除く。)の月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に5.7分の7.5を乗じて得た額との」とし、職員の地域手当の月額(当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。)に係る同項(第2号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の5.7」とあるのは「100分の7.5」とする。

付則第25項中「は、これら」を「(第11条の3第2項第2号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員または第2号会計年度任用職員に係るものに限る。)は、これら」に、「次の各号に掲げる職員および第2号会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」を「100分の101.703」に改め、同項各号を削る。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	

	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	
	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	
	49	273,800	328,400	395,100	445,300	
	50	274,600	330,200	396,500	446,500	
	51	275,300	332,000	397,900	447,700	
	52	276,100	333,700	399,200	448,900	
	53	276,900	335,400	400,400	450,100	
	54	277,700	336,700	401,600	451,300	
	55	278,500	338,000	402,900	452,500	
	56	279,300	339,300	404,200	453,700	
	57	280,000	340,800	405,500	454,800	
	58	280,600	342,400	406,800	455,400	
	59	281,400	343,900	408,200	455,900	
	60	282,300	345,500	409,400	456,400	
	61	283,100	347,000	410,600	456,900	
	62	283,700	348,600	412,000		
	63	284,500	350,200	413,400		
	64	285,200	351,700	414,700		
	65	286,200	353,200	415,900		
	66	287,000	354,800	417,100		
	67	287,800	356,400	418,400		
	68	288,500	357,900	419,800		
	69	289,200	359,400	421,100		
	70	290,000	361,000	422,300		
	71	290,800	362,600	423,300		
	72	291,500	364,100	424,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	292,200	365,600	425,700		
	74	292,900	367,200	426,800		
	75	293,600	368,800	428,000		
	76	294,200	370,300	429,000		
	77	294,800	371,800	430,100		
	78	295,500	373,200	431,100		
	79	296,200	374,600	432,100		
	80	296,800	375,900	433,100		
	81	297,400	377,200	434,000		
	82	298,100	378,600	434,800		
	83	298,800	380,000	435,600		
	84	299,500	381,300	436,400		
	85	300,200	382,400	437,100		

86	301,000	383,800	437,500
87	301,700	385,100	437,900
88	302,400	386,400	438,300
89	303,100	387,600	438,700
90	304,000	388,900	439,000
91	304,800	390,000	439,300
92	305,600	391,200	439,500
93	306,100	392,400	439,800
94	306,900	393,500	440,100
95	307,700	394,700	440,400
96	308,500	395,900	440,600
97	309,200	397,300	440,800
98	310,000	398,300	441,100
99	310,800	399,300	441,400
100	311,500	400,300	441,600
101	312,300	401,200	441,800
102	313,200	402,200	442,100
103	314,100	403,300	442,400
104	314,900	404,400	442,600
105	315,500	405,100	442,800
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	
117	322,200	414,300	
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	

	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2(第4条関係)

小学校および中学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	

	41	265,900	294,000	378,500	398,300
	42	267,000	295,900	379,700	399,600
	43	268,100	297,700	380,900	400,600
	44	269,200	299,400	382,100	401,700
	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
	65	284,900	335,400	404,500	423,100
	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
	68	287,000	339,300	407,400	424,200
	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
	73	290,400	346,700	411,200	425,800
	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
定年	76	292,400	351,200	413,200	426,800
前再	77	293,000	352,600	413,800	427,100
任用	78	293,700	354,100	414,500	427,400
短時	79	294,300	355,600	415,000	427,700
間勤	80	294,900	357,100	415,600	427,900
務職	81	295,500	358,500	416,000	428,100
員以	82	296,100	359,800	416,400	
外の	83	296,700	361,100	416,700	
職員	84	297,300	362,300	417,000	
	85	297,800	363,500	417,200	

86	298,300	364,700	417,500	
87	298,800	365,900	417,800	
88	299,300	367,000	418,000	
89	299,700	368,100	418,200	
90	300,300	369,200	418,500	
91	300,800	370,300	418,800	
92	301,300	371,400	419,000	
93	301,600	372,500	419,200	
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900	420,500	
99	304,400	378,800	420,800	
100	304,800	379,700	421,000	
101	305,200	380,500	421,200	
102	305,600	381,500	421,500	
103	306,000	382,400	421,800	
104	306,300	383,300	422,000	
105	306,500	384,100	422,200	
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		
109	307,500	387,600		
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		
131		403,500		

	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1および別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項および同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5)心身に著しい障害を有する者」とあるのは「(5)心身に著しい障害を有する者(6)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当および単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 改正後の第12条第4項および第12条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給与条例の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 6 切替日以後に新たに給与条例第6条第6項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)および滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年滋賀県条例第47号)付則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下この項においてこれらを「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる給与条例第13条の2の2の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員または切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 7 暫定再任用短時間勤務職員(滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第16条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第24条の規定を適用する。

(人事委員会規則への委任)

- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 9 滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年滋賀県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「。以下この号において「条例」という。)および条例の」を「)の」に、「次に掲げる事務」を「別に教育委員会規則で定めるもの」に改め、同号アおよびイを削る。

(滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 10 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。

付則第24条第6項中「、第11条の2、第11条の4、第13条の2および第13条の2の2」を削る。

付則別表 号給の切替表

ア 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11

28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	

59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		

90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12

29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	

60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	

91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第29号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「を除く」を「（以下「会計年度任用職員」という。）を除く」に改め、「同項に規定する」を削る。

第 3 条中「および夜間定時制勤務手当」を「、夜間定時制勤務手当および夜間学級手当」に改める。

第 6 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(5) 中学校において夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）の業務に従事することを本務としない職員（会計年度任用職員を除く。）で正規の勤務時間以外の時間に夜間学級の授業を行うもの

(6) 夜間学級の業務に従事することを本務としない職員（会計年度任用職員を除く。）で正規の勤務時間に夜間学級の授業を行うもの

第 6 条第 2 項中「各号」の右に「に掲げる職員の区分に応じ、当該各号」を加え、同項第 2 号中「および第 3 号」を「、第 3 号および第 5 号」に改め、同項第 3 号中「前項第 4 号」の右に「および第 6 号」を加える。

第11条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（夜間学級手当）

第11条の 3 夜間学級手当は、夜間学級の業務に従事することを本務とする職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師に限る。）が当該業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 学校職員条例第10条の 2 第 1 項の管理職手当の支給を受ける職員 680 円

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 1,200 円

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第30号

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第4号とする。

第3条第1項および第2項中「、ビジネスオフィスを除き」を削る。

第4条の見出し中「ホール等の」を削り、同条第1項中「（ビジネスオフィスを除く。）」を削る。

第5条および第6条を削る。

第7条第1項中「第4条第1項または」を削り、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「もしくは第6条第1項」を削り、同条第2号中「または第6条第1項」を削り、同条第3号中「または第6条第2項各号」を削り、同条第5号中「または第6条第4項」を削り、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条第1項第1号中「（第5条の規定による承認を除く。）」を削り、同条第2項中「、第8条および第9条」を「および第7条」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条中「第11条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「第11条第1項」を「第9条第1項」に、「第7条」を「第5条」に改め、同条を第14条とし、第17条を第15条とする。

別表中「第7条、第16条」を「第5条、第14条」に改め、同表第2項を削り、同表第1項中表および注以外の部分を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第31号**滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官の項中「97人」を「98人」に、「198人」を「201人」に、「1,324人」を「1,360人」に、「693人」を「713人」に、「2,312人」を「2,372人」に改め、同表合計の項中「2,619人」を「2,679人」に改め、同条第2項中「2,312人」を「2,372人」に改める。

付則第3項中「2,312人」を「2,372人」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。